

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 0 日

各医療機関 御中

千葉県健康福祉部医療整備課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

日頃、本県の医療業務に御協力いただきありがとうございます。

さて、このことについて、令和 2 年 4 月 1 0 日付け事務連絡で厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課から別添写しのとおり事務連絡がありました。

各医療機関におかれましては、別紙 1－1「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領」及び別紙 2－1「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領」に基づき、所定の様式により、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の情報と医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況について、それぞれ所定の期限までに本県所定の提出先へ提出をお願いします。

また、千葉県医療情報提供システム（ちば医療なび）の「オンライン診療の実施の有無」についても適宜修正いただくよう、併せてお願いします。

国の事務連絡及び報告様式等につきましては、以下参考のとおり当課のホームページにも掲載しますので御参照ください。

なお、別紙 1－1 で報告された内容につきましては、厚生労働省により順次公表される予定ですので御承知おきください。

【参考】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/chiikiiryou/iryouhoujin/online.html>

ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 > 組織としごと > 知事部局本庁各課 > 健康福祉部 > 医療整備課 > 医療指導班・法人指導班 > 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

担当：

千葉県健康福祉部医療整備課
医療指導班

TEL 0 4 3－2 2 3－3 8 8 4

FAX 0 4 3－2 2 1－7 3 7 9